

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成25年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	1 (1)	60	5		3	17 (4)	1	7 (1)	16 (3)	4	1	57 (36)
50m ³ /日 未満	452	940	34	37		24 (6)		7	170 (7)	74	15	163 (31)
計	453 (1)	1,000	39	37	3	41 (10)	1	14 (1)	186 (10)	78	16	220 (67)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設・ 尿処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	6	111	44	11 (1)		11		8 (6)	1 (1)	477 (5)	45 (2)	886 (60)
50m ³ /日 未満	9	2,470	123	482 (14)	269 (13)	7	705 (4)	57 (30)	22	549 (2)	131 (12)	6740 (119)
計	15	2,581	167	493 (15)	269 (13)	18	705 (4)	65 (36)	23 (1)	1,026 (7)	176 (14)	7,626 (179)

注1 ()は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く